0210.12	ばら肉及びこれを分割したもの		
021012.010	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
021012.020	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB11**, SG3
0210.19	その他のもの		
021019.010	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
021019.020	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB11**, SG3
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）		
0210.99	その他のもの		
	1 豚のもの		
021099.011	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
021099.019	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB11**, SG3
021099.090	3 その他のもの	4.2%	EIF
04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）		
0402.21	砂糖その他の甘味料を加えてないもの		
	2 その他のもの		
	(1) 学校等給食用のもの及び飼料用のもの		
	－ 飼料用のもの		
040221.217	－－ その他のもの	1kgにつき425円	JPR9
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
0403.10	ヨーグルト		
	2 その他のもの		
	(1) フローズンヨーグルト		
040310.211	－ 砂糖その他の甘味料を加えたもの（正味重量が10キログラム以下の直接包装したものに限る。）	26.3%	B11
040310.219	－ その他のもの	29.8%	B11

04.04	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		
0404.10	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの		
	(1) 脂肪分が全重量の5%以下のもの		
	〔2〕 その他のもの		
	〔i〕 無機質を濃縮したホエイ		
	－ その他のもの		
040410.125	－－ 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	29.8%及び1kgにつき425円	TRQ-JP6
	－－ その他のもの		
040410.126	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの		
	－－－－ 砂糖を加えたもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB16***, SG4**
	－－－－ その他のもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB16**, SG4**
040410.127	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの		
	－－－－ 砂糖を加えたもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB21**, SG4*
	－－－－ その他のもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB21*, SG4*
040410.128	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの		
	－－－－ 砂糖を加えたもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB6*****
	－－－－ その他のもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB6****
	〔ii〕 その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
	－ その他のもの		
040410.135	－－ 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項又は第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	29.8%及び1kgにつき425円	TRQ-JP6
	－－ その他のもの		
040410.136	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB16***, SG4**
040410.137	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB21**, SG4*
	2 その他のもの		
	－ その他のもの		
040410.145	－－ 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項又は第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの		
	－－－ 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	29.8%及び1kgにつき425円	TRQ-JP6
	－－－ ホエイパーミエイト	29.8%及び1kgにつき425円	TRQ-JP6